

# 令和元年度（平成31年度）教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和元年5月14日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時32分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総合教育センター所長事務取扱 小松 典子

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 水澤 邦紀

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

教育改革推進担当担当課長 遠藤 英麿

教育改革推進担当指導主事 鈴木 政康

文化財課長 服部 隆博

文化財課課長補佐 堤 敦

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

## 【署名人】

委員 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時から14時30分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

3月の定例会及び臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていると思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 4 傍聴

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、議案第7号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第7号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。岡田委員と岩切委員にお願いいたします。

## 7 報告事項Ⅰ

### 報告事項 No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項に入ります。

「報告事項No.1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、教育改革推進担当担当課長、お願いいたします。

【遠藤教育改革推進担当担当課長】

「報告事項No.1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明申し上げます。

本日の報告は、川崎市学校運営協議会委員の委嘱・解嘱についての内容です。

このたび、東橋中学校区学校運営協議会から、委員の任期途中の変更につきまして、申し出がございました。

委員変更の理由は、自治会の役員改選に伴い、新たな自治会長が学校運営協議会の地域住民委員として選出されたためでございます。

この申し出は、去る4月21日に開催されました教育委員会以降の委員変更の届出であり、かつ、東橋中学校区学校運営協議会の開催が、5月13日に設定され、それに間に合わせるため、「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項に基づき、5月13日付けで教育長の臨時代理による委嘱・解嘱を行いました。

なお、新委員の任期は、学校運営協議会規則第11条第2項の規定により、前任者の残任期間となりますので、令和元年5月13日から令和2年3月31日までとなります。

説明は以上となります。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

何か御質問はございますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、報告事項No. 1 について、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 1 は承認といたします。

## 8 議事事項 I

### 議案第 6 号 遊山慕仙詩碑の川崎市重要郷土資料指定に係る諮問について

**【小田嶋教育長】**

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第 6 号 遊山慕仙詩碑の川崎市重要郷土資料指定に係る諮問について」、御説明を文化財課長、お願いいたします。

**【服部文化財課長】**

「議案第 6 号 遊山慕仙詩碑の川崎市重要郷土資料指定に係る諮問について」、御説明いたします。

はじめに、指定候補の「遊山慕仙詩碑」をごらんいただきたく、参考資料の 11 ページをごらんください。川崎大師平間寺内に所在する遊山慕仙詩碑の写真でございます。

1 枚おめくりいただき、12 ページをごらんください。こちらは、石碑の表面に刻まれた碑文でございます。内容としましては、中国の学者の神仙思想を批判・継承しながら、自然の働きを通して仏教の真髓を語り、人々を迷いから救い、悟りの世界へ導くことの悲願実現について述べております。

議案書にお戻りください。「1 諮問内容」でございますが、「遊山慕仙詩碑」は弘法大師空海が作詩した「遊山慕仙詩」を江戸時代後期の書家である寺本海若が三筆の一人とたたえられる空海の書法で揮毫し、天保 5 年（1834 年）の弘法大師一千年遠忌に際して、川崎大師平間寺に奉納した石碑です。

このたび、宗教法人平間寺代表役員藤田隆乗様から、平成 31 年 4 月 4 日付けで指定申請書が提出されましたことから、川崎市文化財保護条例第 3 条第 2 項に基づき、「遊山慕仙詩碑」を川崎市重要郷土資料として指定することについて、川崎市文化財審議会に諮問するものでございます。

次に、「2 市重要郷土資料 指定候補」でございますが、「名称」は「遊山慕仙詩碑 1 基」、「所在地」は川崎市川崎区大師町 4 番 48 号の川崎大師平間寺、「所有者」は宗教法人平間寺代表役員藤田隆乗様、「指定区分」は川崎市重要郷土資料、「年代」は天保 4 年（1833 年）、「法量」

は記載のとおりでございます。

次に、2ページをごらんください。諮問書（案）でございます。本日、御承認をいただきましたら、案のとおり、川崎市文化財審議会に諮問し、手続を進めてまいります。

再度、参考資料をごらんいただき、1ページをお開き願います。

資料1『遊山慕仙詩碑』の概要」でございますが、詩の内容や本碑が奉納された経緯などについての記載のほか、「3 評価」でございますが、遊山慕仙詩碑は弘法大師一千年遠忌の奉納品において、数少ない現存例であるとともに、文献でも確認することができる貴重な事例であります。また、大師信仰と近世書道史上の大師書法の記録を現在に伝えるものであり、多面的な価値を有する近世金石文資料として文化財的価値が高いものと学術的に評価されております。

なお、このほかに、3ページの資料2は提出されました「指定申請書（写）」、また、7ページの資料3には、学識者により書道史及び民俗学の観点から本碑の文化財的価値について評価をいただいた「指定調書」等の資料を添付してございますので、あわせて御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**【小田嶋教育長】**

何か御質問等はございますでしょうか。

**【小原委員】**

すみません、参考までに教えていただきたいんですけど、これが1833年にできたというものですよね。この場所から動いていないんですか。

**【服部文化財課長】**

この石碑につきましては、以前は大本堂の庭の中に設置をされていたのは確認しておりますが、その後、境内の整備によりまして、現在の鶴の池がございまして、その近くに移設をされております。

**【小原委員】**

動いたことも、その文献で残っているという感じなんですか。

**【服部文化財課長】**

移設をいたしましたのは、最近でございまして、平成29年の5月に移設をしておりますので、それは記録をしております。

**【小原委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

**【高橋委員】**

書かれた、寺本海若さんという方のすごさというか、書家としての評価というのは7ページから書いてあると思うんですけど、もう少し簡単に言っていただけると、ちょっとその石碑なり文字を残すことの価値がわかりやすいかなと思ったんですけど。

**【小田嶋教育長】**

寺本海若さんの。

**【高橋委員】**

寺本海若さんという方の書を残すということの意味ですかね。内容は、お寺に寄附されて、空海との…。

**【小田嶋教育長】**

書家としての価値ですよ。

**【高橋委員】**

はい、書家としての価値ですね。

**【小田嶋教育長】**

いかがでしょうか。

**【服部文化財課長】**

寺本海若についての現存する資料というのは、非常に数が少ない資料でございまして、詳細の部分についてはわからないことが多いんですけども、この寺本海若は亀田鵬斎という師匠について、亀田鵬斎の書を学んだ方でありまして、その師匠の書法だけではなくて、弘法大師空海に対する、いわゆる書家としての弘法大師空海を非常に尊敬しておりまして、その空海の書法、大師の書法を学び取っているというところに、この寺本海若の実績の一つがございまして、

この遊山慕仙詩碑につきましては、敬愛する弘法大師空海の書法を使って揮毫しているというところが、この碑の特徴でございまして、いわゆる江戸時代、近世において大師書法を残している遺構として遊山慕仙詩碑、寺本海若が揮毫した遊山慕仙詩碑が重要であると。その寺本海若の書が、この碑でもって残っていることで価値があり、数少ない寺本海若の作品を残す資料ということが言えるかと思えます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

**【高橋委員】**

もう一つ、この寺本海若さんという方は川崎市に関係ある方なんでしょうか。

**【服部文化財課長】**

寺本海若は江戸の新川というところにお住まいだった書家でございます。ただ、この弘法大師空海の一千年遠忌に際して川崎大師に遊山慕仙詩碑を寄贈した、奉納したという縁でございます。

**【高橋委員】**

依頼されて寄贈したという感じなんですか。お寺に書いてくださいと依頼をされて、もう当時から名も知られていて、川崎大師のお寺さんに依頼されて、書いて寄贈されたという感じなのか、それとも個人的に何か思いがあって寄贈されたというものなのか。それによって、その方の価値と言ったらいけないんですけど、寺本海若さんのものをあえて残すというところの価値がもっとわかるかなと思ったので。そこは資料として残っていないんでしょうか。

**【服部文化財課長】**

平間寺さんから依頼を受けてというようなどころでの記録はございませんが、寺本海若が奉納した、お寺に奉納したという、それはやはり大師信仰の高まりといたしますか、一千年遠忌に向けての大師信仰の高まりがベースとしてあって、それに書家として、大師書法を身につけた書家として、みずからの書で空海の漢詩を揮毫したものを奉納したというところに、やはり当時のそうした大師信仰への高まりといたしますか、あらわれといたしますか、寺本海若自身にも、尊敬する空海の書に対して川崎大師平間寺に奉納するというこの意味があったのではないかというふうに考えられます。

**【高橋委員】**

資料の8ページ、9ページの大師信仰とか大師信仰に通じるどころの大師書法を残すといったところでの価値がとても高いという、そういう理解でよろしいですか。

**【服部文化財課長】**

はい、そういうふうに考えております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

中村委員。

**【中村委員】**

今、高橋委員の御質問で、文化財的意味ということを考えられたんですけども、重要郷土資料ということは、残さなきゃいけない文化財的価値とともに、資料ということは何かに活用できるということがすごく大事だと思うんですけども、残して活用するというところの部分では、何かお考えはありますか。その両方があると、やはり重要郷土資料として残す意味がすごくある

と思うんですけど。

**【服部文化財課長】**

こちらの遊山慕仙詩碑につきましては、現在は、川崎大師平間寺さんの境内の中に設置をされておりますので、私どもがいつ平間寺さんに行っても拝見することが可能でございます。平間寺さんの境内の中に、この遊山慕仙詩碑以外にも江戸期以降の石碑が数多くございまして、現在確認されておりますのが、銅像等も含めると、51基ございます。そうしたものを、平間寺さんでパンフレットをつくって、参詣に来られた方、また見学に来られた方への御紹介等もされていらっしゃると思いますので、既にある意味では活用されているというような状態でございますが、今回、この川崎市重要郷土資料に指定をさせていただくことによって、やはり注目をいただきますので、またさらにその見学者の方もふえていくと思えますし、私どももホームページ等で御紹介をしたりですとか、また私ども文化財課のほうでは、指定文化財等現地特別公開という事業を毎年行っておりますので、そうしたものを活用して川崎大師平間寺さんの、今回の遊山慕仙詩碑以外にも指定文化財は数多くございますので、そうした機会を使って、活用を進めさせていただければというふうには考えております。

**【小田嶋教育長】**

どうぞ、岩切委員。

**【岩切委員】**

一つ質問させてください。今回、これ川崎大師平間寺さんのほうからの申請があったということなんですけれど、元からあるものを、今このタイミングで申請された理由は何か御存じだったら教えていただけますか。

**【服部文化財課長】**

先ほど申し上げましたが、以前、この遊山慕仙詩碑につきましては、大本坊という、お寺の事務所がございまして、その中の中庭に設置をされておまして、ここはふだん参詣される方、また見学の方は入れないところではございましたが、そこに安置されているときに、この石材自体がクラック、亀裂が入っていたりですとか、修復が必要だったというような、もろもろの事情があったようには伺っております。

それで、移設をされましたのが平成29年の5月でございますが、その前に平間寺さんのほうではクラックを、亀裂を埋めるような補修工事をされて、補強されてから多くの皆さんに見ていただけるような形で現在の場所に移設をして、ある意味ではお披露目と言ってはなんですけど、多くの方に見ていただく機会ができたので、ここで指定についての申請をいただいたということもございまして、私どもでもそれ以前、補修工事ですとか移設の工事に際しまして、どのように保存したらいいかということの御相談をいただいておりますし、そうした指定に向けての準備ですとか、文化財的な価値の調査ですとか、そういうものも並行して進めさせてきていただいておりますので、そうした条件が整った段階で、御申請をいただいたというような経緯でございます。



【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第6号は原案のとおり可決いたします。

<以下、非公開>

## 9 議事事項Ⅱ

### 議案第7号 学校運営協議会の設置及び川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

【小田嶋教育長】

では、以下非公開案件になります。

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第7号 学校運営協議会の設置及び川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」の説明を、教育改革推進担当担当課長、お願いいたします。

【遠藤教育改革推進担当担当課長】

議案第7号「学校運営協議会の設置及び川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」御説明いたします。

それでは、議案書をごらんください。はじめに、学校運営協議会制度につきまして御説明します。平成16年度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、保護者、地域住民の学校運営への参画及び、連携・協力を推進するために制度化された仕組みでございます。

別紙資料といたしまして、本日御審議いただく学校運営協議会の設置及び学校運営協議会委員の委嘱に関する法律、規則、運営要綱のそれぞれの条文の抜粋を載せてございますので、後ほど御確認ください。

それでは、学校運営協議会の設置について御説明いたします。このたび、平間小学校の校長より学校運営協議会設置の申請がございましたので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

第47条の6並びに「川崎市学校運営協議会規則」第3条、「川崎市学校運営協議会運営要綱」第4条に基づき、川崎市立平間小学校学校運営協議会を設置したいと存じます。

設置理由につきまして、議案書の2ページの「学校運営協議会設置申請書」をごらんください。平間小学校は、多摩川や平間銀座商店街等の学習環境に恵まれており、生活・総合をはじめ教育課程の中で地域素材を生かした学習を充実するカリキュラムづくりを目指しております。

また、家庭や地域の協力を得ながら、E S DやS D G sの視点を取り入れた教科横断的なカリキュラムデザインにより、主体的・対話的で深い学びを高め、平間プライドと名づけた、自分自身や地域等のよさを見つけ、未来へつなげていこうとする意思の醸成を目指しております。

そこで、平間小学校は、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなることによって、そのような教育課程が組織的・継続的に充実し、授業のサポートや地域人材の活用の充実が図られると考えております。さらに、協議会の中で、地域活性化や働き方改革等の協議も行い、子ども・教職員・保護者・地域住民が元気になる取組が充実していくと考えています。

また、平間小学校は、さまざまな外部団体や講師と協力・連携していける環境でもあります。以上の理由により川崎市立平間小学校学校運営協議会設置を申請しております。

議案書の1ページにお戻りください。次に、学校運営協議会委員の委嘱並びに任命についてでございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6並びに「川崎市学校運営協議会規則」第9条、「川崎市学校運営協議会運営要綱」第6条の規定に基づき行うものでございます。

学校運営協議会委員の定数につきましては、要綱第6条第3項に基づき、16名以内となります。

任期につきましては、規則11条に基づき、承認された日から令和2年3月31日までとなります。

議案書3ページの「川崎市立平間小学校学校運営協議会委員候補者名簿」をごらんください。選出区分の「住民委員」としましては、町会代表及び商店街代表、「保護者委員」といたしましては、現PTA会長及び元PTA会長、「学校運営に資する活動を行う者」といたしましては、元PTA副会長、「学識経験者」といたしましては、持続可能な社会を目指した環境教育や地域活性化の取組を行っている方が推薦されております。校長、教職員委員を合わせて、合計10名の委員が推薦されております。

当該校からの聞き取りにより、いずれの候補者も学校運営協議会委員としての適性を備えていることを確認しておりますので、運営要綱の第6条に基づき、委嘱及び任命をしたいと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、ただいまの件につきまして何か御質問はありますでしょうか。

中村委員。

#### 【中村委員】

社会に開かれて、社会とつながる学校になっていくことは、とてもいいと思いますので賛成な

んですけれども、一つ伺いたいことが。やはり社会とつながっていくためには、地域学校協働本部との連携ということがすごく大事だと言われているんです。学校運営協議会をつくったところでは、地域の受け手と両方が両輪となっていくことが大事だと言われているんですけど、受け手のほうはどうなっているのでしょうか。

**【遠藤教育改革推進担当担当課長】**

現在、地域学校協働本部のほうにつきましても、生涯学習推進課と連携をいたしまして、昨年度から新しい形という地域の中の形ということで、地域教育会議の皆様方にも御説明をしているところでございます。

今年度も、より一層説明のほうをさせていただきながら、地域学校協働本部という、地域教育会議の新しい形として、先ほど委員さんがおっしゃっていましたように、両輪となって行きたいなというふうに、こちらのほうも考えておるところです。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

**【小原委員】**

ちょっと今の、お聞きしたいんですけど、地域教育会議は地域学校協働本部に変わるんですか。

**【遠藤教育改革推進担当担当課長】**

そのものが変わるのではなくて、新しいネットワークの形ということで、さまざまな社会教育の活動をネットワーク化をしようと、今図っております。

これまでですと、地域教育会議の中で学校も入りながら、地域の活性化ということで立ち上げているところだったんですが、新しくコミュニティ・スクールということで、学校は学校のほうで行いながら、地域の社会教育をより一層充実させながら、地域全体として学校を支援していこうという動きになっておりまして、その中で地域学校協働本部が地域教育会議もネットワーク化しながら包括的にやっていくという取組がございます。

**【小原委員】**

一つ教えていただきたいんですけど、その際に地域教育会議の活動を精査することはありますか。

**【遠藤教育改革推進担当担当課長】**

ただいま、そのへんも検討をさせていただいているところでございます。

**【小原委員】**

わかりました。

**【前田生涯学習部長】**

すみません、ちょっと補足で生涯学習部長です。

**【小田嶋教育長】**

生涯学習部長、どうぞ。

**【前田生涯学習部長】**

地域教育会議も、過去からいろいろな川崎市の教育状況、地域の状況に応じて長い歴史をもって活動を進めていただいているところをございまして、このたび新しい国の考え方として、地域学校協働本部というこの仕組みと言いますか、できてまいりました。

これまでの地域側が学校をサポートしていくというような側面を、今後も踏まえつつも、やはり地域と学校が同じ方向性を向いてともに支え合っていく、活動していくというような流れに大きく変わってきているんじゃないかというふうに思っております。

そのような中で、地域教育会議が、今後すぐに地域学校協働本部に変わるかということ、今すぐではなくて、いろいろそういった、それぞれの役割なんかを確認しながら地域の实情に応じて皆さんと相談しながら、具体的に進めていく中で地域学校協働本部というあり方を目指していくような流れとして、取組は始めたところです。

**【小原委員】**

よろしいですか。地域教育会議の話をしたのは、地域教育会議は場所によって、活発に活動している場所とそうではない場所というのが見受けられるときがあるんですね。それを踏まえた上で、先ほど精査をしますかというお話をしています。

なので、地域教育会議イコールということではなく、きちんと地域学校協働本部であるならば、それがベースになっていて、そこに地域教育会議がどうかかわっていくのかという考えをさせていただかないといけないのかなというふうに私は考えていますので、そのへんをちょっと地域教育会議のところをどう考えていくかは、よろしく願いいたします。

それともう一つ、この「川崎市学校運営協議会規則」の第9条の第4項に、「委員は、特別職の地方公務員の身分を有する」というふうになっているんですけれども、参考までにこの身分はどういうことを有するというふうに言われているんですか。

**【遠藤教育改革推進担当担当課長】**

その点につきましては、指導主事の鈴木のほうが詳しいので、御説明申し上げてもよろしいでしょうか。

**【鈴木教育改革推進担当指導主事】**

この制度自体が附属の機関になったり、報酬が発生したりしますので、会議に参加した人にはそのような報酬をお渡ししたり、それから、ここには書いていないんですけれども、守秘義務を伴ってまして、協議内容について、個人情報にかかわるものとか児童の育成にかかわるものも協議しますので、それについて一段高いようなところがありますので、それは特別職の地方

公務員の身分を有した方として委員さんを委嘱している形になっています。

**【小原委員】**

そうですね。だから、この任命の際には、その話が委員にされているということですね。守秘義務がありますよということを。

**【鈴木教育改革推進担当指導主事】**

きょう、規則の抜粋だったんですが、全ての規則をお配りしまして、さらに守秘義務がございますということで、そういう細かい点を学校運営協議会のほうで御説明しながら会議を進めているところです。

特に第1回目の学校運営協議会でそのことをお示ししています。

**【小原委員】**

本来であれば、委員を受ける際にその資格というか、有することになって、守秘義務が発生しますからねという話を踏まえた上で、理解して委員になっていただくというのが筋だとは思いますが、恐らくそういうふうな形でやっているということですね。

**【鈴木教育改革推進担当指導主事】**

今回、準備委員会が4月2日にございまして、その場でもこの制度の趣旨、それから再三繰り返すになりますが、守秘義務が発生しますというのを御説明して委員さんを選出いただいているところです。

**【小原委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

民生委員なんかと同じ扱いになりますね。

あと、先ほどの地域学校協働本部の話は、まだ国の動きがあつて、それを受けて川崎市としてどうしていくかということを、まだ整理している段階ですので、またこれから進めていく中で、正式に御報告という形になるかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、議案第7号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第7号は原案のとおり可決いたします。

## 10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

どうもありがとうございました。

(14時32分 閉会)